

令和3年度 第12回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和4年3月7日(月) 午前9時30分開会
開催場所	清須市役所南館3階第3会議室
出席委員	教 育 長 齊 藤 孝 法 委員(教育長職務代理者) 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司 委 員 太 田 光 則 委 員 上 田 恭 子
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 加 藤 秀 樹 教 育 部 参 事 西 尾 博 人 学 校 教 育 課 長 吉 野 厚 之 生 涯 学 習 課 長 辻 清 岳 ス ポ ー ツ 課 長 浅 野 英 樹 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 主 幹 犬 飼 実 幸 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 大 沼 賀 敬
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 第11回定例会会議録の承認について 日程第3 専決第8号 専決処分した事件(県費負担教職員の人事の内申)の承認について 日程第4 議案第20号 清須市学習用タブレット端末及びモバイルルーターの貸与に関する要綱案 日程第5 議案第21号 清須市指定文化財の現状変更について 日程第6 議案第22号 清須市教育委員会後援名義規則の一部を改正する規則案 日程第7 議案第23号 清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について 日程第8 議案第24号 令和4年度清須市教育委員会基本方針案 日程第9 議案第25号 県費負担教職員の人事の内示について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 高 山 智 司 委 員 上 田 恭 子 委 員

## 議事の経過

### ○ 開会

齊藤教育長

おはようございます。  
只今の出席委員数は5名です。過半数の出席がありますので、只今から令和3年度 第12回清須市教育委員会定例会を開催いたします。  
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。  
ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通してお願いいたします。

### 日程第1 会議録署名委員の指名について

齊藤教育長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、高山委員と上田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 第11回定例会会議録の承認について

齊藤教育長 日程第2、第11回定例会会議録の承認についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。  
(学校教育課長 挙手)  
学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の吉野でございます。  
それでは、お手元の令和3年度第11回清須市教育委員会定例会会議録の案をご覧ください。  
開催日時は、令和4年2月9日、水曜日、午前9時30分開会でございます。出席委員につきましては、齊藤教育長ほか4名の方全員の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長ほか、6名の教育部職員でございました。  
日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、会議録の承認をいただきました。日程第3、専決第5号から日程第5、専決第7号まで承認をいただき、日程第6、同意第18号 清須市文化財保護審議会委員の委嘱について、同意をいただき会議録としてまとめました。1ページから6ページまでとなりますので、ご確認をお願いいたします。

齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
(委員より、「なし。」の声あり)  
質疑なしと認めます。  
これより、採決を行います。第11回定例会会議録については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。  
[全員挙手]  
挙手全員です。従って、第11回定例会会議録については、原案のとおり承認されました。  
この定例会閉会后、後藤委員と太田委員におかれましては、会議録にご署名をお願いいたします。

日程第3 専決第8号 専決処分した事件(県費負担教職員の人事の内申)の承認について

齊藤教育長 日程第3、専決第8号、専決処分した事件(県費負担教職員の人事の内申)の承認についてを議題とします。  
事務局より議案の説明をお願いいたします。  
(教育部参事 挙手)  
教育部参事。

教育部参事 はい。教育部参事の西尾でございます。  
専決第8号、専決処分した事件(県費負担教職員の人事の内申)の承認について、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定

により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和4年3月7日提出、清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

一枚おめくりください。専決処分書となります。空席となった清須市立新川中学校 教頭の後任人事を行うため、令和4年1月31日付けで、内申書を愛知県教育委員会に提出しました。

もう一枚おめくりください。令和4年3月1日付けの愛知県教育委員会からの発令通知書となります。新たな清須市立新川中学校 教頭に、清須市立春日中学校で教務主任を務めておりました桑原 くわはら あきら 啓 を充てるものでございます。

年度途中の異動となりますが、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これより、採決を行います。専決第8号、専決処分した事件(県費負担教職員の人事の内申)については、原案のとおり承認することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第8号、専決処分した事件(県費負担教職員の人事の内申)については、原案のとおり承認されました。

#### 日程第4 議案第20号 清須市学習用タブレット端末及びモバイルルーターの貸与に関する要綱案

齊藤教育長

日程第4、議案第20号、清須市学習用タブレット端末及びモバイルルーターの貸与に関する要綱案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい、学校教育課長の吉野でございます。

議案第20号 清須市学習用タブレット端末及びモバイルルーターの貸与に関する要綱案。上記の議案を提出する。令和4年3月7日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立小学校に在籍する児童及び清須市立中学校に在籍する生徒が使用する学習用タブレット端末及びモバイルルーターの貸与に関し、必要な事項を定めるために必要があるからです。

1ページおめくりください。要綱案となります。国のGIGAスクール構想に伴い、令和3年度から本格運用している学習用タブレット型情報機器について、貸与に伴う責任の所在などを明確にするため、必要な規定を整備するものです。令和4年4月1日からの施行を予定しております。以上です。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第20号、清須市学習用タブレット端末及びモバイルルーターの貸与に関する要綱案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第20号、清須市学習用タブレット端末及びモバイルルーターの貸与に関する要綱案については、原案のとおり可決されました。

## 日程第5 議案第21号 清須市指定文化財の現状変更について

齊藤教育長

日程第5、議案第21号、清須市指定文化財の現状変更についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい、生涯学習課長の辻です。

議案第21号 清須市指定文化財の現状変更について。上記の議案を提出する。令和4年3月7日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法

提案理由 この案を提出するのは、令和3年12月23日付けにて申請のありました、清須市指定文化財第17号 問屋記念館（旧山田九左衛門家住宅）の現状変更を許可するために必要があるからです。

1ページおめくりください。清須市指定文化財の現状変更について。令和3年12月23日付けにて申請のありました清須市指定文化財第17号問屋記念館（旧山田九左衛門家住宅）の現状変更を許可する。

詳細は、ご覧いただいておりますとおりでございますが、6番、許可の理由です。今回工事で使用する予定の雨樋は、既存の銅製雨樋と比較して剥離や変形に対して強く、内面がステンレスで腐食しにくいいため、銅製雨樋よりも耐用年数が向上する。また、外面はメッキを施した銅製であるため、外観は現状素材を用いた施工と変化がない。問屋記念館建立時に存在しない素材を用いるものの、建築様式に変更が生じるものではなく、むしろ保存維持の向上に寄与するものと言える。

以上の理由から、今回の雨樋交換の現状変更については、教育委員会として許可をしたいと考えております。

なお、文化財保護審議会から今回の現状変更については、適切であるとの答申をいただいております。

1ページおめくりください。こちらが、先月、教育委員会からの諮問を受けて、書面による文化財保護審議会が開催され、審議が行われた結果、教育委員会へ提出された答申書の写しでございます。

答申の理由は、先ほどご説明させていただいた、教育委員会としての考え方と同様でございます。説明は、以上でございます。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。  
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第21号、清須市指定文化財の現状変更については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第21号、清須市指定文化財の現状変更については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第22号 清須市教育委員会後援名義規則の一部を改正する規則案

齊藤教育長

日程第6、議案第22号、清須市教育委員会後援名義規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい、学校教育課長の吉野です。

議案第22号 清須市教育委員会後援名義規則の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。令和4年3月7日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法

提案理由です。この案を提出するのは、清須市教育委員会後援名義使用申請において、不承認に係る規定を整備するとともに、文言及び様式を整理する必要があるからです。

市長部局における後援名義使用に係る手続きにおいては、申請を受け付けた後の可否についての取り扱い規定が整備されていることから、教育委員会における後援名義の使用においても、同様に、申請を受理した後の可否の決定、つまり承認又は不承認をしたことを通知できるよう改めるもので、令和4年4月1日からの施行を予定しています。説明は、以上です。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。  
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第22号、清須市教育委員会後援名義規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第22号、清須市教育委員会後援名義規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第23号 清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について

齊藤教育長 日程第7、議案第23号、清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定についてを議題といたします。  
事務局より議案の説明をお願いいたします。  
(学校給食センター管理事務所長 挙手)  
学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長 はい。学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。  
議案第23号、清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定について。上記の議案を提出する。令和4年3月7日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市学校給食センター給食用物資納入業者指定要綱第5条第1号の規定により、令和4年度及び令和5年度の給食用物資納入業者の指定について、承認を得る必要があるからです。

1ページおめくりください。指定業者の一覧表となります。

1番の一福屋から、43番の横関精肉店までの43業者でございます。市内業者が1番から19番まで、市外業者が20番から43番までの24業者でございます。来年度から、新たに指定をする業者については、12番と36番の業者となります。それ以外は、前回から引き続き指定をする業者ということになります。今回の指定に必要な提出書類につきましては、不備の無いことを確認しており、2月21日に書面会議となりましたが、物資選定委員会を開催し、承認をいただいたところでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
(委員より、「なし。」の声あり)  
これで質疑を終わります。  
これより、討論を行います。討論はありますか。  
(委員より、「なし。」の声あり)  
討論なしと認めます。  
これより、採決をいたします。議案第23号、清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第23号、清須市学校給食センター給食用物資納入業者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第24号 令和4年度清須市教育委員会基本方針案

齊藤教育長 日程第8、議案第24号、令和4年度清須市教育委員会基本方針案についてを議題といたします。  
事務局より議案の説明をお願いいたします。  
(学校教育課長 挙手)  
学校教育課長。

はい、学校教育課長の吉野です。

議案第24号 令和4年度清須市教育委員会基本方針案について。上記の議案を提出する。令和4年3月7日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。提案理由です。この案を提出するのは、令和4年度清須市教育委員会基本方針及び方策を定める上で必要があるからです。

1 ページおめくりください。令和4年度清須市教育委員会基本方針案です。「第2次清須市教育大綱」の趣旨を反映し、令和4年度の方針案として作成いたしました。赤字となっている部分が、加筆修正した箇所となります。

今回、委員には事前送付し、ご確認をお願いしているところです。また、気になる点等がありましたら事前にご連絡をお願いさせていただきました。

何点か、ご意見をいただきました。2 ページ上段の「持続可能な社会を実現していく」といった表記は、いわゆるSDGsのことを指しますが、アルファベット表記も併記しては、とのご意見には、文脈の流れもあり、あえてアルファベット表記を行っていないとお答えしております。

一方、3 ページ上段の、性的少数者理解においては、言葉として広く周知が進んでいることから、アルファベット表記を主として、括弧書きで漢字表記としたところです。次年度以降、文言の表記についても、早めに素案をお示しし、ご議論いただけるよう取り組んでまいります、とお伝えしてご理解をいただきました。

また、「安全・安心な給食事業」では、アレルギー対策への取り組みを行っているにも関わらず、記述されていないことについて、ご意見をいただきました。基本方針は、大きな目標、方向性を示すものであり、様々なケースとなるアレルギー対応については、個別、具体的な記述は行わないこととしている旨をお答えしました。今後、アレルギー対策の必要な児童生徒の保護者向けには、見やすさ・解りやすさに配慮した資料の提供等を行っていく予定があることもお伝えして、ご理解をいただきました。

それでは、令和4年度基本方針案について、従前より、改めた箇所等について、ご説明いたします。

学校教育においては、1 ページ下段の重点目標1、「生命及び自然を尊重し、心と体を鍛え、たくましく生きる子どもを育成する」では、2 ページ上段の交通安全に関する内容を、(4) 交通ルールを遵守し、自転車利用を含む交通安全への意識を促すことができるよう、指導に努める。と改めました。

重点目標2、「意欲を持って、学習に取り組む子どもを育成し、学力向上に努める」では、問題解決のために必要な思考力・判断力・表現力等を育む。という記述を加筆しました。また、各校において、ICTを取り入れた学びを発展させていくことを狙いとして、GIGAスクール構想に基づき、導入された機器やソフト等の一層の活用を図ることを加筆修正しました。

重点目標3、「豊かな人間性を持ち、生き生きと生活する子どもを育成する」では、3 ページとなりますが、小中学校の体育館に、発災時には指定避難所として良好な環境を確保するとともに、夏季における熱中症対策や学校開放利用者の体調管理等に対応するための空調設備の整備に関する記述を加筆しました。

生涯学習においては、5 ページ下段になります。地域学校協働活動に関する記述を加筆しました。

生涯スポーツにおいては、7 ページ下段になります。安心・安全にスポーツ活動ができるよう、新型コロナウイルス感染症対策を実施する記述を加筆

しました。以上が、令和4年度の基本方針案の主な、改正点となります。よろしくお願ひします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。  
(高山委員 挙手)

高山委員。

高山委員

はい、1ページの重点目標1の下段、各学校は、学校安全計画、学校保健計画、危機管理マニュアルを随時見直し、児童生徒の安全に努める。との記述について、昨年も関東で、建設会社のトラックの事故により、児童がお亡くなりになる事案が大きく報道されました。ここに記述のある危機管理マニュアルの中に、通学路の安全確保に関しては含まれているのですか。

学校教育課  
課長補佐

基本方針の中では、特段、通学路という文言を取り出してはおりませんが、学校安全計画等で、各校においても通学路を含めた安全確保について毎年、見直しが進められておりますので、ご理解をお願いします。

高山委員

ありがとうございます。

齊藤教育長

今、ご指摘のありましたことやご意見については、次年度以降、記述の方法等、検討をしてみたいと思います。その他、質疑はありますか。  
(高山委員 挙手)

高山委員。

高山委員

Ⅲ 生涯学習について、6ページの4 文化・芸術活動の振興において、先月の総合教育会議で、清須市はるひトリエンナーレ事業を検討した際、公募展は休止し、収蔵作品を活用して美術振興に努める、美術館を子どもたちの勉強の場所にするといった内容は、盛り込まれていますか。

生涯学習課長

前年までの基本方針においても、トリエンナーレについての記述は無かったわけですが、今後、委員がおっしゃられるように公募展は休止し、過去の受賞作品の作家の方を育成するという事で、企画展等で、市民の方に見ていただくということは、4 文化・芸術活動の振興の(2)市民が文化・芸術活動に親しむ機会を提供し、文化・芸術活動を支援する。という記述の中の含まれていると捉えております。

高山委員

はい。ありがとうございます。

齊藤教育長

この部分についても、事務局として検討してまいりまして、従来からの記述の内容で、包括されているものと認識しております。その他、質疑はありますか。

(太田委員 挙手)

太田委員。

太田委員

ここ最近、教職員の倫理に反する事案が続いておりますが、教育公務員として、襟を正すといった記述、使命と責任を自覚するような記述は、どこかに明確に反映されているのでしょうか。



齊藤教育長

1月、2月に教職員の不祥事案件がありまして、議会に対しても報告を行ったところです。教育委員会として、姿勢を示してはというご趣旨と申します。1ページのI 学校教育〈基本方針〉の後段では、教育者としての使命と責任を自覚し、学校教育の目標と学習指導要領等の趣旨を十分理解し、校長の指導のもとに一致協力して、公教育の推進に努力する。といった内容を記述しておりますので、校長会を通じて、今後、しっかりと伝えてまいります。

各委員から貴重なご意見をいただきました。次年度以降の基本方針を作成していくにあたって、検討すべきことは、各委員との意見交換をしっかりと行い、進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第24号、令和4年度清須市教育委員会基本方針案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第24号、令和4年度清須市教育委員会基本方針案については、原案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第25号 県費負担教職員等の人事の内示について

齊藤教育長

日程第9、議案第25号、県費負担教職員等の人事の内示についてを議題といたします。

議題とする前に、お諮りいたします。本件については、人事に関する議案であり、公正かつ円滑な人事を確保するため、非公開の取り扱いとすることに、ご異議ありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

全員、ご異議なしと認め、非公開とします。

(※ 会議録は別途作成)

#### ○ 閉会

齊藤教育長

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これで、令和3年度 第12回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時40分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 齊藤孝法

署名委員 高山智司

署名委員 上田恭子